

長 第 126 号
令和8年5月1日

一般社団法人 西諸医師会
会長 内村 大介 様

小林市長 堀 研二郎
(公 印 省 略)

要介護認定に係る主治医意見書の様式変更について

新緑の候 貴会におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から介護保険事業につきまして、ご支援、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、この度、令和7年 11 月 20 日付厚生労働省老健局長通知「要介護認定等の実施について」(老発 1120 第2号)にて、主治医意見書の様式が一部改正され、適用されることとなりました。

つきましては、当市におきましても、別添様式で運用することとなりましたのでご案内申し上げます。また、今回の変更につきましては、同様の内容で市内の医療機関に通知いたしますことを併せてお知らせいたします。

記

1.変更内容

文章の一部削除

※詳細は別紙をご確認ください。

2.新様式適用開始日

令和8年6月1日から

3.移行期間

令和8年8月 31 日まで

【文書取扱】

小林市健康福祉部長寿介護課
介護保険グループ 担当 原田
TEL : 0984-23-1148